

川内市医師会多職種連携情報共有システム「いいせんリンク」運用規定

川内市医師会は、「いいせんリンク」の使用にあたり下記の規定をもって運用します。

【使用システム】

帝人ファーマ株式会社が提供する多職種連携情報共有システム「バイタルリンク」を使用します。

【目的】

在宅または施設で療養している患者様の状況を、多職種間で共通理解し、患者様がより良い療養生活を送れるよう支援するために運用します。

【適正運用と個人情報保全の規範】

本システムの適正運用と個人情報保全は、以下の規範で担保することとします。

- ①医師法・医療法・介護保険法・個人情報保護法（政令・省令・条例・規則・告示・通達・ガイドラインを含む）
- ②「川内市医師会多職種連携情報共有システム利用に係わる適正運用及び連携情報守秘に関する誓約書（様式 1）」
- ③川内市医師会多職種連携情報共有システム運用規定
- ④事業所ごとに定めた守秘契約
- ⑤職業的自律規範(プロフェッショナル・オトミー)
- ⑥「いいせんリンク」利用規約

【システムの構成と管理】

（1）川内市医師会多職種連携情報共有システム「いいせんリンク」委員会の設置

川内市医師会多職種連携情報共有システム「いいせんリンク」委員会（以下、「いいせんリンク」委員会という。）は、「いいせんリンク」を管理運用するとともに、定期的に健全かつ有効な利用ができているかどうかを検証することとします。「いいせんリンク」委員会は、川宅ネット推進委員会をもって充てるものとします。

『川内市医師会多職種連携情報共有システム「いいせんリンク」運用規定』を変更する場合、「いいせんリンク」委員会の承認を事前に得ることとします。

（2）「いいせんリンク」の統括責任者および管理責任者の設置

「いいせんリンク」委員会において統括責任者 1 名および管理責任者 1 名を置くこととします。統括責任者は川内市医師会長とします。管理責任者は、川宅ネット推進委員会委員長とします。

統括責任者と管理責任者は、「いいせんリンク」の安全かつ適正な運用管理を図るため、不正又は不適切な利用が発覚した場合は、「いいせんリンク」の利用を制限又は禁止することができます。

管理責任者は、「いいせんリンク」委員会会議を開催することができます。

「いいせんリンク」の事務局を在宅医療支援センターに設置します。

(3) 「いいせんリンク」を利用する関係機関

主たる医療機関が薩摩川内市エリアの医療・介護・福祉に携わるもので、かつ医療機関、介護保険事業所が『川内市医師会多職種連携情報共有システム「いいせんリンク」利用に係わる適正運用及び連携情報守秘に関する誓約書（様式 1）』を提出した以下のものとします。

医師（診療所、病院）、訪問看護師、歯科医師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、介護支援専門員（ケアマネジャー）等。

(4) 参加多職種の順守事項等について

参加多職種はアカウントやパスワード、情報機器の取り扱いについて、下記を遵守することとします。

【アカウント・パスワードの管理について】

- ① 1 患者につき 1 アカウントの発行とする。
- ② アカウント やパスワードを参加職種本人以外は利用しないこと。
- ③ パスワードは、英数混合（8 文字以上が望ましい）とし、定期的に変更すること。
- ④ 利用が終わったら必ずログアウトすること。
- ⑤ パソコンの場合、離席時にも必ずログアウトすること。
- ⑥ スマホやタブレット、パソコンなど、利用するすべての端末にはロックをかけること。

【IT 機器のセキュリティ対策について】

- ① 情報機器に対して起動時パスワード（英数混合 8 文字以上が望ましい）を設定し定期的に変更すること。
- ② 情報機器にファイル交換ソフト（Winny）等をインストールしないこと。
- ③ 情報機器には適切なウイルス対策ソフトをインストールしておくこと。
- ④ ブラウザは アカウント やパスワードを記憶する設定にしないこと。
- ⑤ 「いいせんリンク」の操作においては、定められた手順を守り、情報のダウンロード、コピー、スクリーンショット等、不適切な複製を行わないこと。
- ⑥ 連携情報については、業務上不要となった時点で速やかに消去すること

【その他】

- ・各グループへの書き込みは、その患者様に関することのみとし、適切な範囲内で利用してください。
- ・自分が担当からはずれた時には、該当するグループから、速やかに自らを解除するようアカウント・パスワード発行を行った者に連絡してください。
- ・事業所を退職した場合など、「いいせんリンク」の利用を終了した時は、登録を中止するよう施設管理者に連絡してください。
- ・「いいせんリンク」のシステム異常、不正アクセスを発見した場合、使用する機器が紛失もしくは盗難等にあった場合には、速やかに施設管理者に報告し、その指示に従ってください。

- (5) 使用機器については原則事業所のものを使用してください。(医師に限り機器の紛失に注意し例外とします。)
- (6) 通信費は「いいせんリンク」参加者負担となります。
- (7) 医師は、同時に患者アカウント発行数が 5 件以上になるような場合、原則として管理者として独立することをお願いします。帝人ファーマ（株）との契約が必要となります。
- (8) 有効かつ適正利用や普及状況把握のため、「いいせんリンク」委員会からの必要な情報依頼について協力をお願いします。
- (9) いいせんリンクの開示請求があった場合は、主治医に報告し、主治医の判断で対応とします。

2018年4月1日 第1版